

## 町有施設への再生可能エネルギー等導入事業（PPA 事業）業務仕様書

### 1 事業名

町有施設への再生可能エネルギー等導入事業（PPA 事業）

### 2 目的

2050年までに本町からの二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、町有施設（以下、「施設」という）への再生可能エネルギー等の導入により、再生可能エネルギーを最大限地産地消し、施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、停電に伴う非常時（以下、「非常時」という）には防災用電源として活用することを目的とする。

### 3 事業概要

本事業の概要は以下のとおりとする。

#### （1）事業内容

- ①事業者は（別紙1）施設に対し、構造調査、設備容量検討及び現地調査を行うこと。
- ②事業者は、PPA事業の太陽光発電設備（以下「設備」という）の設置が可能な施設に対する使用許可を受け、提案内容をもとに設備を導入すること。なお、導入にあたり、設備の設計、施工、施工監理業務及び工事に関連する手続き業務並びにその他関連手続き業務を行うこと。また、設備設置により屋上防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ③事業者は設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うこと。
- ④事業者は当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給すること。  
なお、設備に異状若しくは故障があり、電力供給等に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行うこと。
- ⑤事業者は当該設備を設置した施設について、運転期間内における温室効果ガス排出量削減効果の検証業務を行い、当該検証内容を記載した報告書（任意様式）を毎年町へ提出すること。
- ⑥契約期間終了後、事業者は設備を撤去すること。撤去により屋上防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復すること。
- ⑦当該年度の事業成果が不適切とみなされた場合は、次年度以降の目的外使用許可の対象としないことがある。
- ⑧事業者は対象施設管理者等への説明業務（非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。
- ⑨国補助事業等を活用する場合は、事業者負担にて申請業務を行うこと。

## (2) 事業期間等

- ① 目的外使用許可期間の開始日から起算して当該年度末日までに設備を導入すること。
- ② 運転開始日は町と協議の上、決定すること。
- ③ 運転期間は運転開始日から最長で 20 年間を基本とする。ただし、国補助を活用した事業については、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始時期とすること。

## (3) 事業費用

- ① 町は施設に供給された電力使用量に契約 PPA 単価を乗じた代金を運転期間において支払い、電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測をするものとする。
- ② 契約 PPA 単価は、原則、契約期間中の一定額とし、電力使用量に対する電力料金単価のみで、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。また、契約 PPA 単価には、設備の設置、運用、維持管理等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとし、基本料金単価の設定は行わないものとする。
- ③ なお、本事業における契約単価について上限を設定する。上限単価は、提案資格があると認めた者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書とともに交付する。

## 4 事業実施について

### (1) 基本的条件

- ① 事業者が施設を使用するに当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の使用許可を受けること。なお、使用に伴う施設使用料等は全額免除（最長で 20 年）とする。
- ② 施設の使用に伴う使用許可期間は、年度ごとに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可の申請（使用料等は全額免除）を行うこと。また、申請は始期から始期の属する年度の末日までとする。その後、事業者は、設備の運転を終了し撤去するまでの間、1 年度を単位として使用許可の更新を申請することができる。
- ③ 事業者は、施設を事業以外の用途に使用することのないよう十分留意すること。
- ④ 事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、(別紙 2)「予想されるリスクと責任分担」のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定すること。
- ⑤ 設備を設置した施設について、町が別途、改修工事を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。  
※施設の統合、廃止、用途、管理方法の変更等により、契約の一部を変更する場合

は、契約者と町で協議を行うものとする。

- ⑥事業実施中に、施設に雨漏りが生じた場合には、事業者は原因究明に協力するとともに、原因が設備設置に起因する場合には、事業者が責任を負い、事業者負担により速やかに修復すること。

## (2) 事前調査・検討

事業者は、本事業実施にあたって、施設について「①構造調査」、「②設備容量検討」、「③現地調査」を行い、必要に応じて「④各種関係手続」を行った上で、結果をまとめて町に提出すること。町が結果を確認し、設備設置可能と判断した場合のみ行政財産の目的外使用許可を申請すること。

### ①構造調査

(別紙1)の施設を調査対象として、設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響に対し、別途町から提示する施設の耐荷重等の情報を踏まえ、施設の耐久性に問題がないことを根拠資料により報告すること。(別紙1)施設において太陽光発電設備が設置可能な場所は、原則として施設の屋上又は屋根とする。

### ②設備容量検討

設備容量については、以下に掲げる項目及び調査結果、電力シミュレーションや効率的な設備稼働等の理由から適宜精査し、施設に対し適切な容量とすること。

#### ○太陽光発電設備の容量

- ・施設における平常時の使用電力について、単独で発電した電力を最大限自家消費することができること。
- ・非常時に、活用できること。

なお、非常時の活用方法は事業者からの提案とする。参考に活用方法例としては、業務用PC、スマートフォン等の電子機器への充電等。

### ③現地調査

「①構造調査」の結果、構造上設置可能な施設について、現地調査を行い、太陽光発電設備の設置にかかる課題を施設管理者と協議の上、調査すること。

### ④各種関係手続

事業にあたって、各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備設置にかかる建築基準法の高さ制限等については、十分に留意すること。

## (3) 設計・施工・維持管理等

### ①設計

事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、機器仕様書、単線結線図、設計図(PDFデータ)、工程表及びチェックリスト(下記ア〜クの項目ごとに、条件

に合致していることを示した書類)等を町に提出し、承諾を受けること。

ア 設計・工事にあたっては、原則として以下の公共建築工事標準仕様書に準拠すること。

ただし、特別な事由が生じた場合は、別途協議により決定とする。

[仕様書]

・公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)最新版

・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)最新版

イ 太陽光発電設備等に係る設計、材料、施工、維持管理にあたっては、電気事業法(昭和39年法律第170号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)等の関係法令を遵守すること。

ウ 太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令39条及びJIS C 8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動並びに衝撃に対して耐える構造とすること。また、確認結果を町に報告すること。

エ 設備機器及び配管等の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針」(最新版)により行うこと。また、確認結果を町に報告すること。

オ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品とすること。また、機器仕様書を町へ提出すること。

カ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。また、確認結果を町に報告すること。

キ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じない計画とすること。

ク 既設設備の改修(空調機器及びアンテナの移設、TV配線の切り回し等)を伴わない計画とすること。なお、既設設備の改修が必要となる場合、改修に必要な費用は、事業者の負担とする。

## ②施工

ア 施工にあたり、町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。なお、事業の進行に合わせて、適宜協議打ち合わせを行い、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを町に提出すること。

イ 既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、作業前に鉄筋の探査を行うなどして、既設の鉄筋を切断しないこと。

ウ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定のうえ、町との協議によるものとする。また、設備(配管・配線などを含む)に

は、施設の電気工作物と識別が出来るように要所に本事業のものであることがわかるような表示を行うこと。

エ 設備の設置に際しては、対象建物に停電が発生しない方法を優先すること。なお、停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、町と事前協議のうえ施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うこと。

オ 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。

カ 工事完成時には、現地で町の確認を受けること。

キ 工事完成時には、以下の資料を2部作成し、町に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDFデータの他にオリジナルCADデータ(jww形式)も提出すること。  
・完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等）

### ③維持保全・その他

ア 町及び当該施設の電気主任技術者等と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努めること。

イ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設及び施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止並びに安全対策に万全を期すること。

ウ 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担すること。

エ 事業者は本事業により、町及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入し、具体的な対応方を講ずること。  
町及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負うこと。なお、事業者が責任を負うべき事項で、町が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこと。

オ 事業の進行に合わせて適宜打ち合わせを実施し、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを町に提出すること。

カ 事業者は、国の補助金を活用する場合には、申請等について町と協議をするとともに、申請者等の提出にあたってはあらかじめ町の承認を得ること。

キ 町が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、町の判断において貸与するものとする。なお、貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。

ク 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を、町の許可なく第三者に漏らしてはならない。

ケ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本資料に定めのないことであつ

でも実施するものとする。

コ その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、町と事業者で協議して決定するものとする。